令和7年度　下妻市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援補助金申請の手引き

令和７年４月１日(火)から受付を開始します。（先着順で予算が無くなり次第終了します。）

交付申請書提出

↓

（書類審査）
（着工前確認）

交付決定通知

工事着工

↓

工事完了
・
住宅の引渡し・転居

↓

実績報告書提出

↓

（書類審査）

交付額確定通知

↓

補助金交付請求書提出

↓

補助金交付（口座振込）

補助対象となる住宅

ＺＥＨロードマップにおける『ＺＥＨ』の定義を満たしていること
①強化外皮基準 0.6［W／㎡K］相当以下
②再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 20％以上の一次エネルギー消費量削減
③再生可能エネルギーを導入（容量不問）
④再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100％以上の一次エネルギー消費量削減

補助対象要件
　国（環境省）ＺＥＨ補助金の交付を受けていること、またはＢＥＬＳにおいて『ＺＥＨ』の認証を受けていること
※その他の要件があります。詳しくは別紙を参照してください。

　平日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までの間に、環境課窓口に直接補助金交付申請書を提出してください。（郵送不可）
※土日・祝日などの閉庁日は受付出来ません。

申請書　添付書類

(1)住宅の案内図
(2)現況のカラー写真（OA 用紙で可）
(3)補助対象住宅の新築・購入に関する契約書及び費用内訳書の写し
(4)建築図面一式の写し
(5)建築基準法による「建築確認済証」の写し
(6)申請者が住宅の所有権を有しない場合又は所有権を共有する方がいる場合は、所有者又は他の共有者の承諾書
(7)その他市長が必要と認める書類

実績報告書　添付書類

(1)住宅の新築又は購入に係る領収書の写し
(2)住宅完成後のカラー写真（OA 用紙で可）
(3)BELS 評価書の写し（環境省の ZEH 補助金の交付を受けている方は、補助金確定通知等の写し）
(4)住宅の引渡しの完了が確認できる証明書等の写し
(5)その他市長が必要と認める書類

【問い合わせ先】下妻市役所　環境課　環境政策係
電話 0296-43-8234（直通）

別　紙

＝　下妻市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援補助金の留意事項　＝

１．補助対象要件

（１）ＢＥＬＳ評価書には ZEH マークの表示があること

（２）国の ZEH 補助金として環境省所管の ZEH 支援事業の交付決定を受けていること

※国土交通省所管の子育てエコホーム支援事業（ZEH 水準住宅）では補助対象要件を満たしていることにはなりませんので、別途、ZEH マークの表示があるＢＥＬＳ評価書が必要です。

２．補助対象者

市内に新築された又は新築建て売りされた『ＺＥＨ』を満たす戸建住宅で、次の要件を満たすこと。

（１）市内に自ら居住するために、新築又は新築建売の補助対象住宅を購入により取得する個人であること

（２）申請時に補助対象住宅に係る工事に着手していないこと

※基礎工事だけでなく、杭打ち工事・山留め工事・根切り工事・地盤改良工事なども着手とみなします。

（３）令和８年３月１６日までに実績報告ができること

（４）実績報告までに補助対象住宅の引渡しを受け、本市の住民基本台帳に登録されている方

（５）本人及び本人と同一世帯に属する方が市税等を滞納していないこと

（６）当該補助対象住宅において、下妻市環境配慮型新エネルギー設備導入事業補助金（蓄電池）の交付を受けていないこと

３．協力事項

本市が実施する次の事項について、協力を求めることがあります。

（１）家庭における省エネルギーの促進及びＺＥＨの導入に関する普及啓発について

（２）地球温暖化防止等に関するアンケート調査及び体験談の寄稿について

４．財産処分の制限

減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数の期間内において、補助事業により取得した財産を処分（売り払い、譲渡、交換、貸与、廃棄等）する場合は、財産処分承認申請書（様式第14 号）を提出して下さい。

<table>
<tr><th>種類</th><th colspan="2">構造又は用途</th><th>耐用年数</th></tr>
<tr><td rowspan="7">建物</td><td colspan="2">鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の住宅</td><td>47</td></tr>
<tr><td colspan="2">れんが造、石造又はブロック造の住宅</td><td>38</td></tr>
<tr><td colspan="2">金属造の住宅（骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る。）</td><td>34</td></tr>
<tr><td colspan="2">金属造の住宅（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものに限る。）</td><td>27</td></tr>
<tr><td colspan="2">金属造の住宅（骨格材の肉厚が3mm以下のものに限る。）</td><td>19</td></tr>
<tr><td colspan="2">木造又は合成樹脂造の住宅</td><td>22</td></tr>
<tr><td colspan="2">木骨モルタル造の住宅</td><td>20</td></tr>
<tr><td rowspan="6">建物附属設備</td><td rowspan="2">電気設備
（照明設備を含む。）</td><td>蓄電池電源設備</td><td>6</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>15</td></tr>
<tr><td colspan="2">給排水又は衛生設備及びガス設備</td><td>15</td></tr>
<tr><td rowspan="2">冷房、暖房、通風
又はボイラー設備</td><td>冷暖房設備（冷凍機の出力が22kW以下のもの）</td><td>13</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>15</td></tr>
</table>